

## 国見町告示第 14 号

国見町上下水道事業経営審議会運営規程を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 5 日

国見町長 村 上 利 通

### 国見町上下水道事業経営審議会運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国見町上下水道事業経営審議会条例（令和 8 年国見町条例第 3 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 国見町上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 上下水道事業の整備計画に関すること。
- (2) 上下水道事業の使用料金等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が上下水道事業運営上必要と認める事項に関すること。

(会議の招集)

第 3 条 審議会の会長は、町長から諮問のあったとき又は委員の半数以上から審議すべき事件を示して招集の請求があったときは、速やかに審議会を招集しなければならない。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、町長に通知しなければならない。
- 3 委員の委嘱後最初に開かれる会議、又は会長及び副会長が同時に欠けたときの会議は町長が招集する。

(臨時会長)

第 4 条 委員の委嘱後最初に開かれる会議、又は会長及び副会長が同時に欠けたときの会議は、会長、副会長が互選されるまでの間、年長の委員が会長となり、職務を行うものとする。

(意見聴取)

第 5 条 会長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

(答申等)

第 6 条 会長は第 3 条第 1 項の規定により審議会を招集したときは、町長にその結果を速やかに答申又は報告するものとする。ただし、町長が出席した場合は、省略することができる。

(議事録)

第 7 条 審議会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した 1 人の委員がこれに署名しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名並びに出席関係者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。